

# コインロッカーの設置に関する賃貸借契約書

栃木市（以下「賃貸人」という。）と\_\_\_\_\_（以下「賃借人」という。）は、この契約書により以下の不動産に関する賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

## 1. 目的物件の表示

名称	栃木市観光交流館「蔵なび」
所在地	栃木県栃木市河合町1番2号
面積	約2.2m <sup>2</sup> （総床面積197.9m <sup>2</sup> の一部）

## 2. 事業内容

6. 特約事項の設置機種に示すコインロッカーの設置及び管理業務等

## 3. 契約期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで	
目的物件の引渡し時期	令和8年4月1日

## 4. 賃料等

賃料	月額：当該月の売上金額 × 貸付料率 _____ % (消費税相当額〔内税〕を含み、1円未満切捨て)
支払時期	四半期ごとに年4回の後払い
支払方法	賃貸人が指定する方法により賃貸人の指定する日までに支払い (支払いに要する振込み手数料等の費用は、賃借人負担)
その他条件	・契約期間中途での契約解除については、設置日までの売上金額を基に貸付料を算出する。 ・賃借人は、賃貸人が定める期日までに売上実績を書面にて賃貸人に報告するものとする。

## 5. 借主緊急連絡先

緊急連絡先	(部署)
	(担当)
	(電話番号)

## 6. 特約事項

設置機種：

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、賃貸人及び賃借人が記名押印の上、各自1通を保有する。

賃貸人 栃木県栃木市万町9番25号  
栃木市

市長 大川秀子

賃借人

#### (使用目的等)

第1条 貸借人は、目的物件をコインロッカー（以下「ロッカー」という。）設置のための敷地として使用するものとし、その他の用途には使用しないものとする。また、貸貸人が公募した際の条件及び仕様書を遵守しなければならない。

#### (延滞金)

第2条 貸借料の支払期限を遅延し、かつ督促状の指定期限までに納付がないときは、納入期限の翌日から遅延日数に応じ、当該金額に年14.6パーセントの割合を乗じた額を、貸借人は延滞金として貸貸人に納入しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を徴収しない。

#### (権利義務の譲渡等の制限)

第3条 貸借人は、本契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ貸貸人の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (一括委任又は一括下請負の禁止)

第4条 貸借人は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ貸貸人の承諾を受けた場合は、この限りでない。

#### (維持管理)

第5条 貸借人は、契約期間中は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ロッカーの維持管理については、貸借人が行うこと。
- (2) ロッカー設置後は、定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (3) ロッカーの故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、貸借人の責任において速やかに対応すること。

#### (契約の解除)

第6条 貸貸人は、貸借人が次のいずれかに該当し、本契約を継続することが困難であると認めたときは、頭書（3）の期間中であっても、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約書に規定する貸借人の義務を履行しないとき。
- (2) 解散、破産、和議、民事再生、会社整理、会社更生の申し立てを行ったとき。
- (3) 本契約の締結に当たり、資格の詐称その他不正な行為をしたとき。
- (4) 業務の継続が困難であると認められるとき。

2 貸貸人は、貸付物件の一部又は全部を使用する必要性が生じた場合など業務運営上の理由で本契約を終了しなければならなくなつたときは、貸借人に対し契約解除の申し出を行うことができるものとする。この場合、貸貸人は、契約解除希望日の3ヶ月前までに、書面により貸借人に対して申し出なければならない。

#### (有益費の請求権の放棄)

第7条 貸借人は、本契約を終了したとき、本件貸付物件の改良のために費やした必要費及びその他有益費について、貸貸人に対し請求を行わないものとする。

#### (損害賠償)

第8条 貸借人は、この契約に定める義務を履行しないために貸貸人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として貸貸人に支払わなければならない。

#### (原状回復)

第9条 本契約が終了したときは、貸借人は自己の責任において本件貸付物件を原状に回復したう

え、賃貸人の指定する期日までに明渡しするものとする。

(賃借人の注意義務)

第 10 条 賃借人は、利用者が安心して使用することができるようロッカーの設置、管理に関し、

賃貸人の注意を以てこれを行わなければならない。

(必要な報告等)

第 11 条 賃貸人は貸付物件について隨時その状況を調査し、賃借人に対して必要な報告または資

料の提出を求めることができる。この場合において、賃借人は賃貸人に対して速やかに、報告又  
は資料の提出を行わなければならない。

(住所変更等の届出)

第 12 条 賃借人は、その住所又は氏名（法人にあっては、所在地、名称又は代表者の氏名）に変  
更があったときは、速やかに書面にて賃貸人に届出なければならない。

(疑義の決定)

第 13 条 本契約に定めがない事項及び本契約に関して疑義が生じたときには、賃貸人・賃借人協  
議のうえ、これを決定するものとする。